

こ子第 2630 号
令和 3 年 12 月 24 日

保育・教育施設長（園長） 様
事業者 様

横浜市こども青少年局子育て支援課
人材育成・向上支援担当課長

食品の誤嚥による子どもの窒息事故の予防に向けた注意喚起について

日ごろより、保育行政について、御理解、御協力ありがとうございます。

さて、標記につきまして、令和 3 年 12 月 17 日付けで厚生労働省をはじめ、各関係機関から連絡がありましたので、お知らせいたします。

これからの時期にかけては、クリスマスや年末年始、節分等の行事に際して、各保育・教育施設等におかれましても、普段とは異なる食事内容や提供方法等を行われると考えられます。

つきましては、各保育・教育施設等において、食品の誤嚥による子どもの窒息事故の予防のために注意すべき事項について、各ガイドラインや消費者庁公表資料を参考にして改めて御確認いただくとともに、誤嚥・窒息に繋がりやすい食べ物を提供する場合には、関係職員（調理業務受託者も含む）をはじめ、全職員が情報を共有するなど、事故防止及び事故発生の対応に万全を期すよう周知徹底をお願いいたします。

また、保護者の皆さまにも注意喚起いただくようお願いいたします。

なお、参考までに内閣府や消費者庁から発出されているガイドライン等の URL をお知らせしますので、御活用くださいますようお願いいたします。

1 添付資料

「食品の誤嚥による子どもの窒息事故の予防に向けた注意喚起について」

(内閣府子ども・子育て本部参事官付 消費者庁消費者安全課 文部科学省初等中等教育局幼児教育課 厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室 厚生労働省子ども家庭局保育課)

2 ガイドライン等

- (1) 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(内閣府)
<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/data/index.html>
- (2) 「食品による子どもの窒息・誤嚥事故に注意！」(消費者庁)
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_047/
- (3) 「子ども安全メール Vol. Vol. 569 パン等による子どもの窒息や誤嚥（ごえん）に気をつけましょう！」
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/project_001/mail/20211020/

担当：こども青少年局子育て支援課
Tel：671-2396